

防衛装備庁公示第 54号
平成28年 1月 6日
一部改正：防衛装備庁公示第56号
令和 8年 9月16日

防衛装備庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官 今給黎 学
(公 印 省 略)

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（防衛装備庁公示第1号。27. 10. 1）第2.2項の規定に従って、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

- ア 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2又は武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品に係る一般輸入調達

エ 企業が試作請負業務（研究試作を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの（当該試作請負業務において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）

オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの

カ 試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推される場合

キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

添付書類：対象契約一覧表

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
1	07式機動支援橋	エ	平成28年 1月 6日	07式機動支援橋の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要な技術又は設備等を有することを証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 需品調達官付機械車両 室 調達第3班 ・問合せ先 03-3268-3111 内線：35292～35295
2	重装輪車両，03中SAM (改善型) (信号処理部用)	キ	令和 4年10月12日	契約履行に必要な 重装輪車両，03中SAM (改善型) (信号処理部用) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用することが証明できること。	
3	重装輪車両，03中SAM (改善型) (空中線部用)	キ	令和 4年10月12日	契約履行に必要な 重装輪車両，03中SAM (改善型) (空中線部用) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用することが証明できること。	
4	78式雪上車用鉄履帯	キ	令和 4年12月 2日	契約履行に必要な 78式雪上車用鉄履帯 の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用することが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理 由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
5	ストア・キャリア・ハンドリン グ器材	キ	令和 5年 1月18日	契約履行に必要な ストア・キャ リア・ハンドリング器材 の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並び に検査要領等の企業所有資料) を利用 することが証明できること。	- 提出先 防衛装備庁調達事業部 需品調達官付機械車両 室 調達第3班 - 問合せ先 03-3268-3111 内線：35292～35295
6	重装輪回収車 (B)	エ	令和 5年 2月 2日	重装輪回収車の自隊研究での成果を継 承し、当該防衛装備品の量産に必要と なる技術又は設備等を有することを証 明できること。	
7	削 除				
8	削 除				

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理 由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
9	3 t / 2 tトラック（派生車を含む）の契約	キ	令和 5年 7月 5日	契約履行に必要なとなる 3 t / 2 tトラックの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 需品調達官付機械車両室 調達第3班 ・問合せ先 03-3268-3111 内線：35292～35295
10	10式雪上車	キ	令和 5年 8月 3日	契約履行に必要なとなる 10式雪上車の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。	
11	10式雪上車用鉄履帯	キ	令和 5年 8月 3日	契約履行に必要なとなる 10式雪上車用鉄履帯の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。	
12	方位環	キ	令和 5年 9月 1日	契約履行に必要なとなる 方位環の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理 由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
13	1 / 2 t トラック用エンジンの 契約	キ	令和 5年10月 2日	契約履行に必要なとなる 1 / 2 t トラ ック用エンジン の製造図書（製造図 面、組立図及び作業標準並びに検査要 領等の企業所有資料）を利用すること が証明できること	・ 提出先 防衛装備庁調達事業部 需品調達官付機械車両 室 調達第 3 班 ・ 問合せ先 03-3268-3111 内線：35292～35295
14	3 1 / 2 t トラック用エンジ ンの契約	キ	令和 5年10月 2日	契約履行に必要なとなる 3 1 / 2 t トラック用エンジン の製造図書（製 造図面、組立図及び作業標準並びに検 査要領等の企業所有資料）を利用する ことが証明できること。	
15	可搬型給油装置（改）	キ	令和 5年10月12日	契約履行に必要なとなる 可搬型給油装 置（改） の製造図書（製造図面、組 立図及び作業標準並びに検査要領等の 企業所有資料）を利用することが証明 できること。	
16	重装輪車両，対空レーダ装置 1 号（空中線装置用）	キ	令和 5年10月12日	契約履行に必要なとなる 重装輪車両， 対空レーダ装置 1 号（空中線装置用） の製造図書（製造図面、組立図及び作 業標準並びに検査要領等の企業所有資 料）を利用することが証明できるこ と。	

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理 由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
17	66cm測距儀	キ	令和 5年10月19日	契約履行に必要なとなる 66cm測距儀 の製造図書（製造図面、組立図及び作 業標準並びに検査要領等の企業所有資 料）を利用することが証明できること	- 提出先 防衛装備庁調達事業部 需品調達官付機械車両 室 調達第3班 - 問合せ先 03-3268-3111 内線：35292～35295
18	照準コリメータⅡ型	キ	令和 5年10月19日	契約履行に必要なとなる 照準コリメ ータⅡ型 の製造図書（製造図面、組立 図及び作業標準並びに検査要領等の企 業所有資料）を利用することが証明で きること。	
19	火光標定器(B)	キ	令和 5年10月19日	契約履行に必要なとなる 火光標定器 (B) の製造図書（製造図面、組立図 及び作業標準並びに検査要領等の企業 所有資料）を利用することが証明でき ること。	
20	方向盤	キ	令和 5年10月19日	契約履行に必要なとなる 方向盤 の製 造図書（製造図面、組立図及び作業標 準並びに検査要領等の企業所有資料） を利用することが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理 由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
21	砲隊鏡	キ	令和 5年10月19日	契約履行に必要なとなる 砲隊鏡 の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること	・提出先 防衛装備庁調達事業部 需品調達官付機械車両 室 調達第3班 ・問合せ先 03-3268-3111 内線：35292～35295
22	1／2 tトラック（派生車を含む）の契約	キ	令和 5年11月16日	契約履行に必要なとなる 1／2 tトラック（派生車を含む）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。	
23	1 1／2 tトラック（派生車を含む）の契約	キ	令和 5年11月16日	契約履行に必要なとなる 1 1／2 tトラック（派生車を含む）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。	
24	7 tトラック（派生車を含む）の契約	キ	令和 5年11月16日	契約履行に必要なとなる 7 tトラック（派生車を含む）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理 由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
25	高機動車（派生車を含む）の契約	キ	令和 5年11月16日	契約履行に必要なとなる 高機動車（派生車を含む）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。	・ 提出先 防衛装備庁調達事業部 需品調達官付機械車両 室 調達第3班 ・ 問合せ先 03-3268-3111 内線：35292～35295
26	第2段階07式機動支援橋用特殊 工具セット	キ	令和 5年12月25日	契約履行に必要なとなる 第2段階07式機動支援橋用特殊工具セット の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。	
27	極超音速燃焼風洞試験装置 （その2）の契約	オ	令和 6年 4月26日	極超音速燃焼風洞試験装置（その1）契約以降、新規参入の申し込みまでに防衛省が締結した当該防衛装備品の製造に係る契約での成果を継承し、当該製造の目的達成のためのシステム・インテグレーションが行えることを証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理 由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
28	化学軽整備車用空気浄化装置	キ	令和 7年 1月30日	契約履行に必要なとなる 化学軽整備車 用空気浄化装置 の製造図書（製造図 面、組立図及び作業標準並びに検査要 領等の企業所有資料）を利用すること が証明できること。	・ 提出先 防衛装備庁調達事業部 需品調達官付機械車両 室 調達第3班 ・ 問合せ先 03-3268-3111 内線：35292～35295
29	極超音速燃焼風洞試験装置 （その3）の契約	オ	令和 7年 6月 4日	極超音速燃焼風洞試験装置（その2） 契約以降、新規参入の申し込みまでに 防衛省が締結した当該防衛装備品の製 造に係る契約での成果を継承し、当該 製造の目的達成のためのシステム・イ ンテグレーションが行えることを証明 できること。	
30	第3段階07式機動支援橋用特殊 工具セット	キ	令和 7年12月 3日	契約履行に必要なとなる 第3段階07式 機動支援橋用特殊工具セット の製造 図書（製造図面、組立図及び作業標準 並びに検査要領等の企業所有資料）を 利用することが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理 由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
31	1 1 / 2 トラック用エンジンの契約	キ	令和 8年 7月 22日	契約履行に必要なとなる 1 1 / 2 t トラック用エンジン の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。	- 提出先 防衛装備庁調達事業部 需品調達官付機械車両室 調達第 3 班 - 問合せ先 03-3268-3111 内線：35292～35295
32	第 2 段階重装輪回収車（B）用特殊工具セット	キ	令和 8年 9月 16日	契約履行に必要なとなる 第 2 段階重装輪回収車（B）用特殊工具セット の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用すること証明できること。	